

令和 6 年 6 月 6 日現在

機関番号：12401

研究種目：若手研究

研究期間：2019～2023

課題番号：19K13490

研究課題名（和文）教育における国家の中立性原理の政治哲学的基礎付けと憲法法理化に関する研究

研究課題名（英文）A Study on Constitutional Doctrines and Political theories Concerning the Limits of Governmental Power of Public Education

研究代表者

中川 律（Nakagawa, Ritsu）

埼玉大学・教育学部・准教授

研究者番号：60536928

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,200,000円

研究成果の概要（和文）：本研究課題の主たる研究成果は、次の二点である。一つ目は、教育に関する国家の権限を限界付ける憲法法理の基礎付けとその射程の解明について、リベラルな国家の中立性と卓越主義の対立という政治哲学の議論の分析と日本とアメリカ合衆国の教育に関する判例・学説の分析を通じて、一定の方向性を提示することができたことである。

もう一つの主たる研究成果は、日本において、教育に関する国家の権限を限界付ける憲法法理として、教師の教育の自由を採用することには、日本教育法制の歴史的背景を踏まえれば一定の妥当性があることを明らかにできたことである。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究課題では、その主たる研究成果として、日本国憲法の解釈論として、教育に関する国家の権限の憲法上の限界を見極める憲法法理の内容や射程を検討する際の一定の方向性を提示することができた。

教育に関する国家の権限の憲法上の限界という課題は、日本では、1960年代以来、多くの教育裁判において問われるようになったが、2006年の教育基本法全面改正以降の教育改革、「日の丸・君が代」裁判等の裁判事例に見られるように、近年も、国や地方公共団体が教育内容への関与を強める傾向にあることを踏まえれば、上記の課題を検討する際の一定の方向性を提示できたことは、学術的・社会的に意義を有するものと思われる。

研究成果の概要（英文）：My research achievements have two points. In one point, my research clarifies the philosophical foundations and the scopes of constitutional doctrines concerning the limits of governmental power of public education through analyses of the controversy between liberal neutrality and perfectionism in political philosophy and, the judicial cases and academic researches in Japan and United States.

In another point, my research clarifies that freedom of primary and secondary school teachers to decide contents and methods of education has persuasive force as constitutional doctrine to limit governmental power of public education in Japanese historical context.

研究分野：憲法学、教育法学

キーワード：教育における国家の中立性 教師の教育の自由 親の教育の自由 リベラルな国家の中立性 市民的共和主義

1. 研究開始当初の背景

憲法学・教育法学では、教育に関する国家の権限、特に教育内容の決定に関する国家の権限は、憲法上限界付けられねばならないとされてきたが、国家の権限がどの程度限界付けられるべきなのかを見極める法理は十分には確立していない状況にあり、この一因は原理論の不足にあると考えられた。すなわち、従来から教育に関する国家の権限は、国家が教育を通じて個人の生き方に干渉しようとする危険性には常に警戒すべきことを主たる根拠の一つとして限界付けられるべきものとされてきたが、そもそもなぜ、この根拠が妥当なのかについて理論的な説明が不足していたため、国家の権限がどの程度まで限定されるべきなのかも必ずしも明確ではなかったのではないかということである。

2. 研究の目的

それゆえ、本研究課題の代表者は、以前から、そうした国家への警戒から、教育において国家は個人の価値観に関わる問題には中立であることを要請されると言われてきたことに着目し、政治哲学の知見に依拠して、教育における国家の中立性の原理の規範的内容を探ることを手掛かりにすることを構想していたが、本研究課題では、こうした学術的背景を踏まえて、第一に、教育における国家の中立性原理はどのように政治哲学的に基礎付けられ、いかなる内容の規範を含む原理と理解されるべきなのか、そして、第二に、そうした内容の原理は日本国憲法の下で憲法法理としてどのように具体化されるべきなのか、ということを中心に問いとして設定した。本研究課題の目的は、この二つの問いに解答を与えることで、日本国憲法の解釈論として、教育に関する国家の権限の憲法上の限界を見極めるための憲法法理を確立することにあった。

3. 研究の方法

本研究課題においては、第一に、政治哲学の知見、特に、リベラルな国家の中立性の原理と卓越主義との対立という政治哲学の領域における論争に着目し、教育における国家の中立性の規範的内容を明らかにしようとする方法を用いた。加えて、第二に、政治哲学的な理論研究により明らかにされた原理の抽象的な規範内容を単に演繹的に憲法法理に落とし込むのではなく、比較憲法史および比較教育法制史の視点も重視して、日本国憲法の下での憲法法理として具体化しようとする方法を採用した。すなわち、日本とアメリカ合衆国において、国家が個人の生き方に干渉することへの警戒という同様の関心から、異なる判例法理が形成されていることに着目し、各々の歴史的背景を踏まえて異なる判例法理が形成されてきた理由とそれぞれの法理の特質を理解し、その理解を踏まえて、第一の方法を通じて明確化された教育における国家の中立性の原理の規範内容を具体化する憲法法理は、日本国憲法の解釈論としては、どのようなものであるべきかという観点から、それぞれの憲法法理の内容を評価するというを試みた。

4. 研究成果

(1) 教育に関する国家の権限を限界付ける憲法法理の基礎付けとその射程

本研究課題の主たる研究成果の一つは、教育に関する国家の権限を限界付ける憲法法理の基礎付けとその射程の解明について一定の方向性を提示することができたことである。

本研究課題においては、当初、日本で用いられてきた教育における国家の中立性という概念が、政治哲学の領域で議論されてきたリベラルな国家の中立性の原理を教育の領域に応用したものと位置付けることができるのではないかという仮説を出発点に据え、リベラルな国家の中立性の原理を批判する卓越主義との論争を詳細に検討することで、教育における国家の中立性の概念の意義や内容を明確化することを狙っていた。それゆえ、研究の順序としては、はじめに政治哲学の知見に依拠して、教育における国家の中立性の概念の意義と内容を明らかにし、その上で、それをいかなる憲法法理として具体化すべきなのかを明らかにするために、日本とアメリカ合衆国の判例や学説の議論を検討する計画を立てていた。

しかし、資料収集やその過程における簡易的な資料や文献の分析の途中で、むしろ、日本やアメリカ合衆国の教育に関する判例・学説の分析も政治哲学の議論の分析と同時並行的に遂行する方が良いのではないかと感触を得たため、そのように研究計画を変更することにした。そして、新たな研究計画に基づき、政治哲学の議論の検討と並行して、特に、日本における市民教育の憲法上の位置付けに関して対立する学説の構造について分析を進め、その過程において、教育における国家の中立性の概念をリベラルな国家の中立性の原理の応用と理解しようとする当初の仮説を維持することは必ずしも妥当ではないと考え直すことになった。その上で、むしろ、日本においては、教育における国家の中立性の概念は、明示的もしくは黙示的に多くの学説の基礎に据えられているが、その概念の内容は、学説によって大きく異なるものと想定されているのではないかという仮説から出発する方が成果を得る見込みが高いのではないかと考えるに至った。

この新たな仮説を土台に、リベラルな国家の中立性と卓越主義の対立という政治哲学の議論の分析と、日本とアメリカ合衆国の教育に関する判例・学説の分析を同時並行で進めた結果、本研究課題の具体的な成果として、次の諸点を明らかにすることができた。第一に、日本において、

教育を受ける権利（憲法 26 条）の意義に関して、学習権説と主権者教育権説という二つの学説が有力に主張されてきたが、ちょうど法哲学・政治哲学の領域で著名なロナルド・ドゥオーキンが提唱する原理論と政策論の区別に対応する形で、学習権説と主権者教育権説は正反対の議論の構造を有することを明らかにした。ここで言う原理論と政策論とは、ある政治的決定を正当化する際の典型的な二種類の議論のあり方であり、原理論とは、ある政治的決定をあくまでそれが個人や集団の何らかの権利を保護・促進することを理由に正当化する議論であり、政策論とは、ある政治的決定をその決定が共同体全体の何らかの共通の目標を保護・促進することを理由に正当化する議論である。学習権説と主権者教育権説は、特に、子どもの教育を受ける権利との関係で公教育における市民教育の実施をいかに正当化するのかという点でその構造の相違を現すものである。すなわち、学習権説は、教育を受ける権利の内容をあくまで個人の成長発達に必要な学習を要求するものと理解し、市民教育はその個人の成長発達と矛盾しない範囲で認められるに過ぎないものと位置付ける点で原理論に徹する構造を有するのに対して、主権者教育権説は、教育を受ける権利の内容を、将来のよき主権者の育成という社会全体の共通の利益の促進に求めるものであり、政策論としての構造を有するのである。

第二に、学習権説と主権者教育権説が正反対の議論の構造を有することを踏まえて、こうした構造の相違が、公教育における市民教育の実施をいかに正当化するのかということについて政治哲学的に異なる立場をとることに起因するものと説明できることを明らかにした。日本やアメリカ合衆国などのリベラル・デモクラシーの憲法体制の下で公教育における市民教育の実施を政治哲学的に正当化する議論としては二つの立場を想定できる。一つが、国家は、市民教育の実施には中立性を要請されないという卓越主義の一種たる市民的共和主義の立場であり、もう一つが、国家は、世界観や信条の領域で要請される中立性に反することなく、市民教育を実施することができるというリベラルな中立性の立場である。本研究課題においては、このうち、学習権説はリベラルな中立性の立場と親和性を有するのに対して、主権者教育権説は市民的共和主義の立場を採用するものであることから、双方の議論の構造に大きな相違を生じたことを明らかにした。

第三に、こうした学習権説と主権者教育権説の政治哲学的な立場の相違が、理論的には、教育に関する国家の権限行使を統制するものと想定されてきた既存の憲法法理の内容や射程の考え方をある程度枠付けることになることを明らかにした。すなわち、学習権説も、主権者教育権説も、公教育に関する国家の権限が濫用されることに警戒し、それを子どもの憲法上の権利や親の教育の自由、教師の教育の自由という憲法上の権利によって統制しようと構想してきたことは共通しているが、それにもかかわらず、それらの諸権利の内容や射程をどのようなものとするのかについては、両学説の基礎にある政治哲学的な立場の相違によって大きく異なってくると考えることができるのである。

以上のことから、教育に関する国家の権限を限界付ける憲法法理の基礎付けとその射程について従来よりも一貫性をもって理論的に解明する道筋を示すことができたように思われる。

（２）教師の教育の自由の妥当性

本研究課題のもう一つの主たる研究成果は、日本において、教師の教育の自由を教育に関する国家の権限を限界付ける憲法法理として採用することには、日本の教育法制の歴史的背景を踏まえれば一定の妥当性があることを明らかにできたことである。

周知のとおり、日本においては、教育に関する国家の権限を限界付ける法理として、教師の教育の自由が主張されてきたが、これに対しては、教師の教育の自由の憲法上の権利としての特異性を指摘し、それに積極的な評価を与えない立場の論者から、例えば、アメリカ合衆国やフランスなどと同様に、日本でも親の教育の自由を中心に憲法法理を組み立て直すべきであるという批判が加えられてきた。そこで、本研究課題では、日本とアメリカ合衆国でそれぞれ異なる憲法法理が採用されてきた理由を明らかにすることで、こうした批判の当否を考察した。というのも、ある問題に対応し得る憲法法理の選択肢が理論的には複数ある場合に、その国の憲法の解釈論として、どの法理を選択すべきで、あるいは選択すべきではないのかということについては、その国の歴史的背景を踏まえて検討することが有用であると考えたからである。こうした角度からの研究から得られた具体的な成果としては、以下の諸点を挙げることができる。

第一に、アメリカ合衆国において、親の教育の自由が教育に関する州政府の権限を限界付ける法理として採用されてきたのは、公教育制度の歴史的な展開過程に起因することを確認することができた。アメリカ合衆国は、多様な文化的・宗教的背景を有する人々から構成される移民社会であり、そこにおいて、特に公立学校が多数派の宗教的な価値観を教え込む場として利用されてきた側面があり、それに対して、宗教的な少数派が、自らの子どもを教育する上で、公立学校における宗教的な教育内容に異議を申し立て、改善の方向性を探り、あるいは独自の私立学校を設立し、運営することができることを確立することが大きな課題となってきた。親の教育の自由は、こうした歴史的背景から主張されるようになったものと考えられる。

第二に、日本においては、教育に関する国家の権限を限界付ける法理は、そのような宗教的な少数派による異議申し立てを契機に確立が図られたわけではなく、むしろ、戦後教育改革期に確立された教育の自主性を守る憲法解釈の必要性から生まれたものであり、教師の教育の自由はその課題に適合的な法理であったことを明らかにしたことである。日本の現在の教育法制は、戦後教育改革期に確立されたものであり、その中心には、戦前の教育のあり方への強烈な反省から、

教育権の独立 = 教育の自主性が制度原理として据えられた。この制度原理は、現場の教師の自由を確保することをその内容とするものとして、旧教育基本法 10 条の「不当な支配」の禁止条項に結実することになった。しかし、その後、国家による教育内容への関与が強められる中で、教育における教師の自主性を確保する憲法法理の確立が課題となった。教師の教育の自由は、この課題に応えるものとして、戦後教育改革期に確立された法律上の制度原理を、憲法解釈論として遡上させたものと位置付けることができる。こうしたことを考慮すれば、教師の教育の自由は、日本の教育法制の歴史的背景から生まれた課題に応答するものであり、日本国憲法の解釈論として、一定の説得力を有すると言いうことができると思われる。

参考文献

- 永井憲一『憲法と教育基本権：教育法学のために』（勁草書房、1970年〔旧版〕）
兼子仁『教育法〔新版〕』（有斐閣、1978年）
奥平康弘「教育を受ける権利」芦部信喜編『憲法 人権（2）』（有斐閣、1981年）
W. キムリッカ著 / 千葉眞・岡崎晴輝訳者代表『新版 現代政治理論』（日本経済評論社、2005年）
Ronald Dworkin, Taking Rights Seriously (with a new appendix, a response to critics, Harvard University Press, 1977, 1978)
Ronald Dworkin, A Matter of Principle (Oxford University Press, 1985)

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計7件（うち査読付論文 0件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 中川律	4. 巻 94巻2・3合併号
2. 論文標題 市民教育の憲法論	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法律論叢	6. 最初と最後の頁 253 - 287
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 中川律	4. 巻 51
2. 論文標題 新自由主義・教育・法律学	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法の科学	6. 最初と最後の頁 39-49
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 中川律	4. 巻 50
2. 論文標題 教育法学における「原理の問題」	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 日本教育法学会年報	6. 最初と最後の頁 42 - 58
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 1件/うち国際学会 0件）

1. 発表者名 中川律
2. 発表標題 新自由主義・教育・法律学
3. 学会等名 民主主義科学者協会法律部会（招待講演）
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計3件

1. 著者名 中川律	4. 発行年 2023年
2. 出版社 三省堂	5. 総ページ数 264
3. 書名 教育法	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------